8. 法・条例に基づく届出件数等

(1) 水質汚濁防止法による特定事業所数

र उस्र ती	- 06	上っ	- 21	日現在
('Y' by	. ZD	年る	ЯJI	日現什

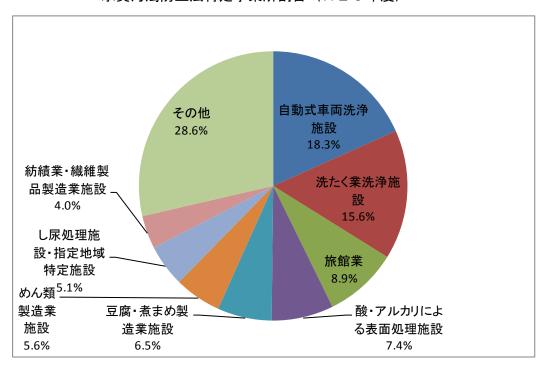
畜産農業・サービス業1畜産食料品製造業施設2水産食料品製造施設1小麦粉製造業施設2パン・菓子製造・製あん業施設3飲料製造業施設2有機質肥料製造施設1めん類製造業施設3豆腐・煮まめ製造業施設3冷凍調理食品製造業施設3紡績業・繊維製品製造業施設3新聞業・出版業・印刷業または製版業施設1	· · / · ·	· 于 木 / / / 9	<u>~</u>
畜産食料品製造業施設3水産食料品製造施設1小麦粉製造業施設2パン・菓子製造・製あん業施設3飲料製造業施設2有機質肥料製造施設1めん類製造業施設3豆腐・煮まめ製造業施設3つ凍調理食品製造業施設3冷凍調理食品製造業施設3紡績業・繊維製品製造業施設3新聞業・出版業・印刷業または製版業施設1無機化学工業製品製造業施設2		1	H
水産食料品製造施設 2 保存食料品製造業施設 2 パン・菓子製造・製あん業施設 3 飲料製造業施設 2 有機質肥料製造施設 1 めん類製造業施設 3 豆腐・煮まめ製造業施設 3 冷凍調理食品製造業施設 3 紡績業・繊維製品製造業施設 2 新聞業・出版業・印刷業または製版業施設 1 無機化学工業製品製造業施設 2	畜産農業		1
保存食料品製造業施設1小麦粉製造業施設3パン・菓子製造・製あん業施設3飲料製造業施設1有機質肥料製造施設3豆腐・煮まめ製造業施設3豆腐・煮まめ製造業施設3冷凍調理食品製造業施設3紡績業・繊維製品製造業施設2新聞業・出版業・印刷業または製版業施設1無機化学工業製品製造業施設2	畜産食料	;	3
小麦粉製造業施設2パン・菓子製造・製あん業施設3飲料製造業施設1有機質肥料製造施設3豆腐・煮まめ製造業施設3冷凍調理食品製造業施設3紡績業・繊維製品製造業施設2新聞業・出版業・印刷業または製版業施設1無機化学工業製品製造業施設2	水産食料	2	2
パン・菓子製造・製あん業施設 飲料製造業施設 有機質肥料製造施設 のん類製造業施設 豆腐・煮まめ製造業施設 冷凍調理食品製造業施設 紡績業・繊維製品製造業施設 新聞業・出版業・印刷業または製版業施設 無機化学工業製品製造業施設	保存食料		1
飲料製造業施設2有機質肥料製造施設3めん類製造業施設3豆腐・煮まめ製造業施設3冷凍調理食品製造業施設3紡績業・繊維製品製造業施設2新聞業・出版業・印刷業または製版業施設1無機化学工業製品製造業施設2	小麦粉製	2	2
有機質肥料製造施設1めん類製造業施設3豆腐・煮まめ製造業施設3冷凍調理食品製造業施設3紡績業・繊維製品製造業施設2新聞業・出版業・印刷業または製版業施設1無機化学工業製品製造業施設2	パン・菓	(3
めん類製造業施設3豆腐・煮まめ製造業施設3冷凍調理食品製造業施設3紡績業・繊維製品製造業施設2新聞業・出版業・印刷業または製版業施設1無機化学工業製品製造業施設2	飲料製造	2	2
豆腐・煮まめ製造業施設3冷凍調理食品製造業施設3紡績業・繊維製品製造業施設2新聞業・出版業・印刷業または製版業施設1無機化学工業製品製造業施設2	有機質肥		1
冷凍調理食品製造業施設3紡績業・繊維製品製造業施設2新聞業・出版業・印刷業または製版業施設1無機化学工業製品製造業施設2	めん類製	3	31
紡績業・繊維製品製造業施設22新聞業・出版業・印刷業または製版業施設15無機化学工業製品製造業施設2	豆腐・煮	3	32
新聞業・出版業・印刷業または製版業施設 15 無機化学工業製品製造業施設 2	冷凍調理	;	3
無機化学工業製品製造業施設 2	紡績業・	2	22
	新聞業・	業施設 1	5
発酵工業施設 1	無機化学	2	2
	発酵工業		1
医薬品製造業施設 3	医薬品製	;	3
ガラス製品製造業施設 6	ガラス製	(6
生コンクリート製品製造業施設 3	生コンク	;	3
砕石業施設 3	砕石業施	;	3
非鉄金製造業施設 1	非鉄金製		1
金属製品製造業·機械器具製造業施設 7	金属製品	設 .	7

(1 及 20 午 0 万 01 百刻	ш,
種類	計
水道施設	1
酸・アルカリによる表面処理施設	37
電気めっき施設	6
旅館業	47
弁当仕出屋または弁当製造業	2
飲食店に設置されるちゅう房施設	8
そば店等飲食店に設置されるちゅう房施設	1
料亭等飲食店に設置されるちゅう房施設	1
洗たく業洗浄施設	82
自動式フィルム現像洗浄施設	13
病院	11
自動車分解整備事業洗車施設	7
自動式車両洗浄施設	101
科学技術の業務の用に供する施設	30
一般廃棄物処理施設	1
産業廃棄物処理施設	1
トリクロロエチレン等による洗浄施設	4
し尿処理施設	7
下水道終末処理施設	2
特定事業場から排出される水の処理施設	1
指定地域特定施設(注1)	27

合計 534

(注1) …処理対象人員が201人以上500人以下のし尿浄化槽

水質汚濁防止法特定事業所割合(H25年度)



(2) 水質汚濁防止法に基づく届出件数

H25 年度

種 類	件数
設 置 届	18
使 用 届	0
構造等変更届	6
廃 止 届	32
汚濁負荷量測定手法届	0
氏名等変更届	25
承 継 届	6

(3) 大気汚染防止法に基づく届出件数

H25 年度

設置届	5 件	
構造等変更届	1 件	
廃止届	10 件	
承継届	1 件	
休止届		
氏名等変更届	21 件	
通知(電気事業法に基づく届)		
通知(ガス事業法に基づく届)		
特定粉じん排出等作業実施届		
定置型内燃機関に係る届け		
	構造等変更届 廃止届 承継届 休止届 氏名等変更届 づく届) うく届)	

ア.ばい煙発生施設種類別割合(事業場のみ)

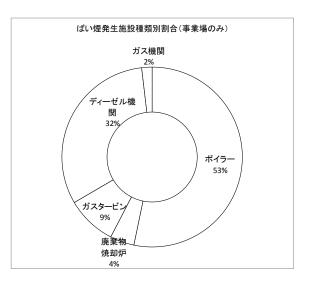
(平成 26 年 3 月 31 日現在)

施行令別表第一の項番号	種類	計
1	ボイラー	172
13	廃棄物焼却炉	14
29	ガスタービン	29
30	ディーゼル機関	102
31	ガス機関	6
	合計	323

イ.一般粉じん発生施設

(平成 26 年 3 月 31 日現在)

施行令別表第二の項番号	種類	計
2	堆積場	1
3	ベルトコンベア	2
	バケットコンベア	
4	破砕機•摩砕機	1
5	ふるい	0
	合計	4



(4)騒音規制法に基づく届出 各種届出件数

特定施設数

(平成 26 年 3 月 31 日現在)

種類	件数
設置届	6
使用届	0
数等変更届	16
氏名等変更届	57
使用全廃届	21
承継届	4
合計	104

施設の種類	数量	施設の種類	数量
金属加工機械	798	木材加工機械	113
送風機等	2574	抄紙機	0
土石用破砕機等	90	印刷機械	400
織機	1687	合成樹脂用射出成形機	553
建設用資材製造機械	7	鋳型造型機	1
穀物用製粉機	21	合計	6244

特定建設作業の届出数

月	件数	月	件数
4 月	11	10 月	6
5 月	15	11 月	13
6 月	6	12 月	13
7月	14	1月	12
8 月	12	2 月	9
9 月	9	3 月	8
		合計	128

(5) 振動規制法に基づく届出 各種届出件数

特定施設数

(平成 26 年 3 月 31 日現在)

種類	件数
設置届	5
使用届	0
数等変更届	9
氏名等変更届	33
使用全廃届	16
承継届	3
合計	66

施設の種類	数量
金属加工機械	1183
圧縮機	640
土石用破砕機等	93
織機	621
コンクリートブロックマシン等	0
木材加工機械	3
印刷機械	158
ゴム練用または合成樹脂練用ロール機	0
合成樹脂用射出成形機	428
鋳型造型機	1
合計	3127

特定建設作業の届出数

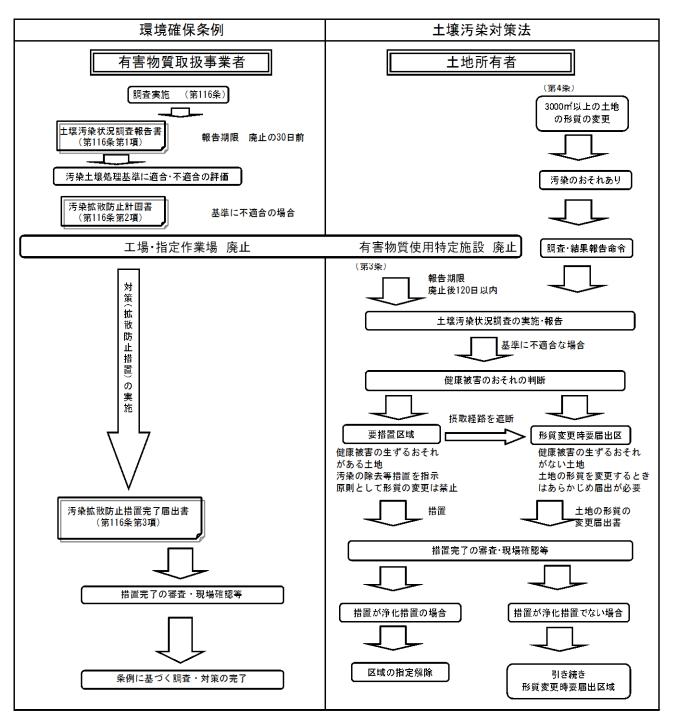
月	件数	月	件数
4 月	8	10 月	5
5月	14	11 月	11
6 月	6	12 月	11
7月	13	1月	8
8月	11	2 月	7
9月	9	3 月	5
		合計	108

(6)土壤汚染対策調査実施件数

土壌汚染対策法・都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(環境確保条例)

項目	法3条	法3条	法4条	法 14 条 条例 116 条	条例 116 条	拡散防止計画	拡散防止完了	
年度	広 り未	ただし書	丛 4朱	本 14 朱	米例 110 米	猶予	書	届
H23	4	7	0	0	15	4	2	1
H24	3	5	0	1	14	1	0	5
H25	9	9	0	0	22	5	0	3

土壌汚染対策に係るフロ一図



土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
+ r > + /	検液1Lにつき 0.01 mg以下であり、かつ、農用地において
カドミウム	は、米1 kg につき 0.4 mg未満であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1Lにつき 0.01 mg以下であること。
六価クロム	検液1Lにつき 0.05 mg以下であること。
71. =	検液1Lにつき 0.01 mg以下であり、かつ、農用地(田に限
砒素 	る。)においては、土壌1 kg につき 15 mg未満であること。
総水銀	検液1Lにつき 0. 0005 mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
如	農用地(田に限る。)において、土壌 1kg につき 125 mg未
銅 	満であること。
ジクロロメタン	検液1Lにつき 0.02 mg以下であること。
四塩化炭素	検液1Lにつき 0.002 mg以下であること。
1, 2-ジクロロエタン	検液1Lにつき 0.004 mg以下であること。
1, 1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき 0.1 mg以下であること。
シス-1, 2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき 0.04 mg以下であること。
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液1Lにつき 0.006 mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1Lにつき 0.03 mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき 0.01 mg以下であること。
1, 3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき 0.002 mg以下であること。
チウラム	検液1Lにつき 0.006 mg以下であること。
シマジン	検液1Lにつき 0.003 mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1Lにつき 0.02 mg以下であること。
ベンゼン	検液1Lにつき 0.01 mg以下であること。
セレン	検液1Lにつき 0.01 mg以下であること。
ふっ素	検液1Lにつき 0.8 mg以下であること。
ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること。

(7) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づく認可および届出件数

工場設置認可および変更認可件数の推移

種類			年度	21	22	23	24	25
設	置	認	口	12	13	8	13	17
変	更	認	可	13	12	17	17	19

工場の各種届出件数の推移

種類	年度	21	22	23	24	25
完 成	届	6	6	6	8	17
廃 止	届	26	29	35	48	79
承継	届	5	3	13	9	23
氏名等変列	更届	38	48	60	53	119
事故届	等	0	0	0	0	0
取り下に	げ 願	0	0	0	0	0
特定工場における 組織の整備に関す		6	10	4	7	8

指定作業場の各種届出件数の推移

種類		年度	21	22	23	24	25
設	置	届	10	23	13	21	27
変	更	届	12	11	21	10	19
承	継	届	4	16	28	29	7
氏名	3 等 変	更 届	41	34	54	77	89
廃	止	届	11	17	22	22	31

適正管理化学物質使用量等報告件数

	23 年度	24 年度	25 年度	
適正管理化学物質	126	142	133	
使用量等報告提出	136	142	133	
化学物質管理方法書提出	13	11	18	

地下水揚水施設

(平成 26 年 3 月 31 日現在)

区分	工場	指定作業場	その他	合計
事業場数	57	60	43	160
井戸本数	79	78	43	200